泉佐野市木造住宅耐震改修設計・改修工事補助制度

○補助対象となる建築物（次の全てに該当するもの）

①昭和５６年５月３１日以前に建築された木造住宅（一戸建住宅、長屋住宅、共同住宅）また、店舗棟を兼ねる住宅については、床面積の１／２以上を住宅の用途に使用しているもの
ただし、賃貸住宅は補助対象とはなりません
②耐震診断結果の評点が 1.0 未満であるもの

○次のいずれにも該当するもので補助対象となる改修設計・改修工事

（耐震シェルター設置工事を含む）

①耐診断の結果の評点が 1.0 未満の木造住宅において、耐震改修工事後の評点が 1.0 以上まで高める計画
②耐震改修技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う工事で、耐震改修技術者により工事監理を行うもの
③耐震改修技術者とは建築士であって、次のいずれかに該当する者
ア）公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、受講修了者名簿に登録されている者
イ）平成２４年度以降に一般社団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を終了し、終了証の交付を受けた者
ウ）ア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

○補助対象者

補助対象となる建築物を所有する個人で、所有者の直近の課税所得合計金額が 5,070,000 円未満で、市税に未納がない方

○補助金額

①耐震設計の補助金
耐震改修計画の作成に要する費用の 0.7 を乗じた額で上限１０万円（千円未満は切捨て）
ただし、耐震シェルター工事の場合は、耐震設計補助金はありません
②耐震改修工事の補助額（千円未満切捨て）
ア）補助対象者の課税所得合計が 5,070,000 円未満の場合　上限７０万円
イ）補助対象者の属する世帯全員の月額所得合計が 214,000 円以下の場合　上限９０万円
③空き家の耐震改修工事の場合
②のア）又はイ）に５０万円を加算（空き家とは、１年以上使用実績のないもの）

耐震改修設計・改修工事補助フロー

①耐震改修補助金申請（申請者）

木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて申請してください

②補助金交付決定（市）

申請者（建物所有者）が補助要件を満たしているか審査します。その後、補助金の交付が決定すれば、市から通知します。

③設計着手（申請者）

着手届（様式第４号）を提出後、設計に着手してください。
（②の交付決定通知書を受け取った日から概ね３０以内）

④耐震改修計画の審査（申請者）

耐震改修計画書に協議書（様式第９号）及び必要書類を添えて市に提出してください。　市より大阪府に送付し大阪府おいて審査します。

⑤耐震改修工事着手（申請者）

耐震改修計画書の審査に合格後、着手してください。
耐震シェルター工事の場合は、②の交付決定後、着手届を提出してください。

⑥中間検査（申請者）

指定された検査の時期に、中間検査申請書（様式第 10 号）に関係書類を添えて提出してください。

⑦工事完了報告（申請者）

完了報告書（様式第 13 号）に必要書類を添えて提出してください。
（完了後 30 日以内又は３月 15 日のいずれか早い日まで）

⑧補助金額確定（市）

工事の内容が適正であれば、市の補助金額を確定します。

⑨補助金請求（申請者）

補助金交付請求書（様式第 15 号）を提出してください。

⑩補助金支払い（市）

市から補助金を口座振替依頼書で指定された金融機関口座に振込ます。

必要書類チェックシート

①耐震補助金申請

□木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第１号）
□付近見取り図
□申請建物の確認済証の写し
□耐震改修工事前の耐震診断報告書
□耐震改修技術者であることを証する書類
□耐震改修設計見積書（工事監理費を除く）
□耐震改修工事工程表（耐震改修工事のみ、シェルター工事の場合）
□補助対象建築物・土地の全部事項証明書又はその写
（＊大阪法務局岸和田支局　発行３ヶ月以内）
□補助対象建築物所有者の直近の所得証明書（＊市税務課　発行３ヶ月以内）
□補助対象建築物所有者等の市税に未納のない証明書　（＊市税務課　発行３ヶ月以内）
□補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）からの耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
□補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震改修に係る同意書（区分所有者は除く）
□申請者以外が申請事務等を行う場合は、委任状
□その他必要な書類

補助金額90万円の場合（上記書類以外）
□補助対象建築物所有者の属する世帯全員の住民票（＊市市民課　発行３ヶ月以内）
□補助対象建築物所有者の直近の所得証明書（＊市税務課　発行３ヶ月以内）

③工事着手

□木造住宅耐震改修工事着手届（様式第４号）

④耐震改修計画の審査

□木造住宅耐震改修協議書（様式第９号）
□建物現況図（付近見取り図、配置図、平面図）２部
□補助対象建築物の耐震改修がわかる図面　２部
□耐震改修計画に基づく耐震診断報告書　２部
□耐震改修工事明細書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）　２部
□使用部材のカタログ等　２部
□その他

⑥中間検査

□木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第１１号）
□工事請負契約書の写し
□使用金物及び木材の出荷伝票
□連続繊維補強材の出荷伝票
□耐震改修工事写真
□その他

⑦工事完了報告

□木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第１３号
□木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第１１号）
□中間検査合格証の写し
□耐震改修工事写真
□耐震改修工事費用に係る請求書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
□耐震改修工事費用に係る支払いの領収書の写し
□使用金物及び木材の出荷伝票
□連続繊維補強材の出荷伝票
□その他

⑨補助金請求

□木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第１５号）
□振込先の金融機関名、口座の種類、口座番号及び口座名義人のわかる通帳ページの写し

注意事項

○耐震改修設計・改修工事を行う前に、交付申請を行ってください。
申請に提出された書類を審査し、補助要件に適合していることを確認の上で、交付決定を申請者に通知します。
交付決定を受ける前に工事契約の締結、耐震改修設計・改修工事の着手を行った場合は、補助申請を受付ることができません。
○本補助制度については、各年度の予算の範囲内で行います。予算額に達し場合などは、年度途中で受付を終了することがあります。
○各種提出書類は、必要書類一式をまとめて窓口まで持参してください。
受付前に市担当職員が提出書類の確認を行い、不足や不備がなければ受付いたします。書類の確認に日数を要する場合があるのでご了承ください。
○改修計画の設計審査は大阪府で行いますので、日数がかかる場合がありますので余裕のあるスケジュールでお願します。
○補助金の支払いは、改修工事の完了後、補助金額の確定してからとなります。